令和7年10月17日 金曜日

○監査公表○監査公表

目

査



監査公表第14号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37第1項の規定により包括外部監査人が 行った令和5年度の包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、福島県知事から 通知があったので、同法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年10月17日

福島県監査委員 福島県監査委員 \equiv 瓶 正 栄 福島県監査委員 渡 辺 仁 福島県監査委員 部 子 阿 寿 6 人 第 3 3 4 2 号 令和7年2月26日

福島県監査委員 喜 山 福島県監査委員 瓶 正 栄 様 福島県監査委員 辺 仁 福島県監査委員 部 寿 子 阿

福島県知事

令和5年度包括外部監査の結果に基づく措置の状況について(通知) このことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法(昭和22年法律 第67号) 第252条の38第6項の規定に基づき通知します。

(別紙)

令和5年度包括外部監査の結果に対する措置の状況

項目名	監査結果報告の内容(要旨)	措	置	の	内	容
補助対象事業者の外注業者選定について	【指摘事項】(福島県避難者見守 り活動支援事業) 補助対象事業者が外注業者を選 定する方法について、本補助金の	事業 事業)	(被災者補助金	見守り 交付要	: り活動 ・相に が 相に ・ 般	支援契約

(社会福祉課)

報告書23頁

交付要綱及び実施要綱には特段の記載はなく、実施要項に「社会通念上相応の単価を用いること」とあるのみで、選定の仕方は補助対象事業者に委ねられている。

県が外注業者を選定する際は、 県が定めた契約手続の取扱い等に 従って選定作業が行われる。補助 対象事業者が支出する外注費は税 金その他の貴重な財源でまかなわ れていることを考えれば、支出額 の適正性を確認するために補助対 象事業者に対しても県と同等の選 定ルールを求める必要がある。県 担当者に確認したところ、今回補 助対象となった事業者は公募型プ ロポーザル方式によって業務委託 契約先を選定しているとのことで あるが、県と同等の選定ルールが 必要であることを明確にするため、 交付要綱または実施要綱に明記す るべきである。

入札が原則となる旨を明記した。

補助対象事業 につい会 に (社会 課)

報告書23頁

【指摘事項】 (福島県避難者見守り活動支援事業)

当該補助金は、東日本大震災直後に各市町村に設置された災難者である。要者である。要者である。要者である。要者である。要者である。要は4団体に対するのであり、令和4年度は4団体に交付されている。

公平性を確保する観点から、県は補助対象事業者の募集について、ホームページ等において公表するべきである。

見てしり団込会協、募ジ 見てしり団込会協、募ジ 見てしり団込会協、募ジ 見てしり団込会協、募ジ を主要難、で円公議とで助ったのの保体童な団とのの保体童な団とのの保体童な団ととれ社会とはかるは、 を対している。 をがしる。 を

申請書の様式について(社会福祉課)

報告書25頁

【指摘事項】 (福島県生活福祉資金貸付事業)

補助対象事業者が県に提出した 申請書は、交付要綱が求め成成され 号様式とは異なる形式で作成が求れ た、第1号様式が表式で作式が表 る記載項目のうち「本件責任者 名」が明記されている 県担当者からは、「様式とは若 交付要綱で定める様式にて受領し直した。

干異なる形式で記載されているが、 当該補助対象事業者の責任者は担 当者と同一と理解しているため、 様式で求めている事項は記載され ていると解した| 旨の回答であっ たが、交付要綱が様式を定めてい る以上、様式から外れた書類は受 領すべきではない。

申請書及び 添付書類間 の不整合に ついて (社会福祉

報告書25頁

課)

【指摘事項】(福島県生活福祉資 金貸付事業)

補助対象事業者が提出した申請 書の表題は「令和4年度福島県生 活福祉資金貸付事業補助金(生活 福祉資金貸付原資)補助金交付申 請書」となっており、また、生活 福祉資金貸付事業補助金所要額調 書(別紙1)や生活福祉資金貸付 原資及び欠損補てん積立金予定(別 紙2)における記載区分も「貸付 原資_生活福祉資金」となってい る。しかし、生活福祉資金貸付事 業計画書 (別紙3) には、補助対 象は「生活福祉資金貸付事業推進 事務費_市町村社協事務費」と記 載され、交付申請書、別紙1及び 2と整合していない。

県担当者に質問したところ、「本 申請は貸付事業推進事務費に係る 申請であり、別紙3が正しい」旨 の回答であった。すなわち、交付 申請書の表題は「令和4年度福島 県生活福祉資金貸付事業補助金 (生 活福祉資金貸付事業推進事務費) 補助金交付申請書 | と記載すべき ところを「令和4年度福島県生活 福祉資金貸付事業補助金(生活福 祉資金貸付原資) 補助金交付申請 書 | と誤記載し、別紙1は「貸付 事業推進事務費」の区分に記載す べきところを誤って「貸付原資」 生活福祉資金」に記載したものを 受領してしまったとのことである。 また、貸付事業推進事務費の場合 には別紙2は提出不要とされてい るため、受領する必要のない別紙 2を誤って受領してしまったとの ことである。

交付要綱に沿った運用をすべき であり、また、申請書の記載に誤 りがあるならば申請書を受領すべ きではない。

正しい表記の申請書及び交付 要綱で定める様式を受領し直し

号外第43号

実績報告書 及び添付書 類間の不整 合について

【指摘事項】(福島県生活福祉資 金貸付事業)

補助対象事業者が提出した事業 実績報告書の表題は「令和4年度 (社会福祉 │福島県生活福祉資金貸付事業補助

正しい表記の実績報告書及び 交付要綱で定める様式を受領し 直した。

課)

報告書26頁

県担当者に質問したところ、「本 申請は貸付事業推進事務費に係る 申請であり、別紙2同様別紙5は 添付不要である| 旨の回答であっ た。すなわち、事業実績報告書の 表題は「令和4年度福島県生活福 祉資金貸付事業補助金(生活福祉 資金貸付事業推進事務費)に関す る事業実績報告書」と記載すべき ところを(生活福祉資金貸付原資) と誤記載し、別紙4は「貸付事業 推進事務費」の区分に記載すべき ところを誤って「貸付原資_生活 福祉資金」に記載したものを受領 してしまったとのことである。ま た、貸付事業推進事務費の場合に は別紙5は提出不要とされている ため、受領する必要のない別紙5 を誤って受領してしまったとのこ とである。さらに、交付要綱が求 める別紙6の添付が漏れている。

交付要綱に沿った運用をすべきであり、また、実績報告書の記載 誤りや書類の添付漏れがあるならば実績報告書を受領すべきではない。

仕入税額控 除報告書の 回収につい て

(高齢福祉課)

報告書28頁

【指摘事項】 (福島県社会福祉施設等物価高騰対策事業)

 令和4年度の上半期分として 補助金を交付した補助対象事業 者567法人のうち、令和6年11月 15日時点で報告書の提出があっ た法人は547法人で回収率は96% となっている。

未提出法人に対しては、引き続き機会を捉え督促を行い回収に努める。

令和7年10月17日 金曜日 和5年12月20日時点で提出済の報 告書は341件しかなく、回収率は6 割に留まっていた。速やかな回収 に努めるべきである。 補助対象事 【指摘事項】(小規模介護施設等 業者の建設 整備事業) 業者選定に 補助対象事業者が建設業者を選 ついて 定する方法について、本補助金の (高齢福祉 交付要綱には特段の記載はなく、 選定の仕方は補助対象事業者に委 課) ねられている。 報告書30頁

令和6年10月に地域医療介護 総合確保基金事業の実施要綱を 改正し、補助事業を行うために 締結する契約については、県が 行う契約手続の取扱いに準拠す る旨明記した。

県が建設業者を選定する際には、 県が定めた契約手続の取扱い等に 従って作業が行われる。また、保 健福祉部が交付する他の補助事業 では、交付要綱に「ハード整備事 業者がハード整備事業を行うため に締結する契約については、一般 競争入札に付するなど県が行う契 約手続の取扱いに準拠しなければ ならない」旨を明記し、補助対象 事業者に県と同様の契約手続を求

県担当者に確認したところ、「県 が当該事業を実施することとなっ た際に参考とした国の地域医療介 護総合確保基金管理運営要領には、 契約手続の取扱いに関する規定が 明記されている。理由は不明であ るが、県が交付要綱を作成した際 には契約手続の取扱いに関する規 定は盛り込まれなかった」とのこ とである。

めているものもある。

確認したところ、今回補助対象 となった事業者は条件付き一般競 争入札によって建設業者を選定し ていたが、県と同等の選定ルール が必要であることを明確にするた め、交付要綱等において、事業実 施で締結される契約手続は県が行 う契約手続の取扱いに準拠しなけ ればならない旨を明記すべきであ

資料の保存 期間につい

(高齢福祉 課)

報告書33頁

【指摘事項】(社会福祉施設整備 事業)

福島県補助金等の交付等に関す る規則には以下の記載があり、補 助事業等により取得した財産の処 分に一定の制限を加えている。 (財産の処分の制限)

第18条 補助事業者等は、補助事 業等により取得し、又は効用の 増加した次に掲げる財産を知事 の承認を受けないで、補助金等 の交付の目的に反して使用し、 譲渡し、交換し、貸し付け、又

指摘事項を踏まえ、当該補助 事業に係る文書について、保存 期間の満了により処分する際、 補助概要等が分かる部分をデータ 化(リスト、PDF等)し保存 することとした。

島

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 機械及び重要な器具で別に定めるもの
- (3) その他補助金等の交付の目 的を達成するために特に必要 があると認めて別に定めるも の
- 2 前項のただし書きの場合において、補助事業等付する財産を いて、部が国が、当該対産の助の 等での制限の財産が、当該補助の の制限の財産の別がの 業等に係る財産の処分の 期間と同じ期間とする。

これは、補助の目的にそでするでは、補助のことを確保につるでありてるとをであり、ものであり、ものであり、数をもなりには財産の耐用年数ることとなる。当該補助事業の対象で産るの間処分が制限されることになる。

よって、補助ない。 書をいる。 をでは、 のでは、 ののでは、 のので、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 のので、 のので、 ののでは、 ののでは、 のので

規則第18条の実効性を確保するため、補助金に係る書類の保存期間は規則第18条と整合させるべきである。

実績報告について

(保健福祉 総務課)

報告書36頁

【指摘事項】 (福島県立病院事業費補助事業)

県が交付した補助金は、福島県 立病院事業の人件費や本局経費。 の医業費用等に充てられている。 そのうち、医業費用の統括管理費は、 交付申請時の支出計画額は199,711 千円となっていたが、実績報告時の決算(見込)報告書では238,435 千円と記載され、実績は計画を 38,724千円(+19%)超過していた。

実績が計画額を超過した理由について県担当者に質問したところ、超過した理由だけでなく、当該項目の計画額と実績に乖離があること自体を把握していなかった。

補助金は税金その他の貴重な財源でまかなわれているのだから、県には補助事業が能率的に遂行されているか監督する責任がある。実効性のある成果確認調査をお願いしたい。

仕入税額控 除につい返 (地域医療 課)

報告書38頁

【指摘事項】(福島県地域医療復興事業補助金 警戒区域等医療施設再開支援事業)

消費税の確定に伴う補助金の返還について、交付要綱には以下のように規定されている。

(消費税及び仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

2 知事は、前項の報告があった 場合には、当該消費税及び地方 消費税仕入控除税額の全部又は 一部の返還を命じることができ

併せて、補助事業者に対し、 改正内容について通知した。 る。

現状では、県は、事業者の仕入こ 控除税額が確定しても主体的にこて れを確認できる情報は入手したま おらず、仮に事業者が失念した場 合はそのまま返還は行われない ま終了する可能性が高い。

福

消費税仕入控除税額があった場合のみ報告書の提出を求めるのではなく、無かった場合も含めて、有無に関する報告書を県へ提出するように改めるべきである。

したがって、「できる」との書きぶりは好ましくなく、交付要綱を改訂するとともに、知事は返還を命じるものとして運用を行うべきである。

仕入税額控 除につい (地域医療 課)

報告書40頁

【指摘事項】(福島県地域医療復興事業補助金 双葉地域公設医療機関等整備支援事業)

消費税の確定に伴う補助金の返還について、交付要綱には以下のように規定されている。

(消費税及び仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 2 知事は、前項の報告があった 場合には、当該消費税及び地方 消費税仕入控除税額の全部又は 一部の返還を命じることができ

現状では、県は、事業者の仕入 控除税額が確定しても主体的にこれを確認できる情報は入手できておらず、仮に事業者が失念した場合はそのまま返還は行われないま

併せて、補助事業者に対し、 改正内容について通知した。

号外第43号

ま終了する可能性が高い。

消費税仕入控除税額があった場合のみ報告書の提出を求めるのではなく、無かった場合も含めて、有無に関する報告書を県へ提出するように改めるべきである。

またています。 2 部 き、我、きじ我あてたけ、るないのはないのはで命にでったがりのして命にでかる網ではるの書じなかる綱「うい皆得のはるので付よのはるのはるので付よのはるのはるので付よる地のはるのはるので付よなものでするとをよるでするとをよれる。

したがって、「できる」との書きぶりは好ましくなく、交付要綱を改訂するとともに、知事は返還を命じるものとして運用を行うべきである。

仕入税額控 除につい 医療 (地域医療 課)

報告書42頁

【指摘事項】(福島県地域医療復興事業補助金 双葉地域二次医療提供体制整備事業)

消費税の確定に伴う補助金の返還について、交付要綱には以下のように規定されている。

(消費税及び仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

現状では、県は、事業者の仕入 控除税額が確定しても主体的にこて れを確認できる情報は入手でした場 おらず、仮に事業者が失念した場 合はそのまま返還は行われない ま終了する可能性が高い。

消費税仕入控除税額があった場合のみ報告書の提出を求めるのではなく、無かった場合も含めて、有無に関する報告書を県へ提出するように改めるべきである。

併せて、補助事業者に対し、 改正内容について通知した。

県

まない。 電子をでする返量他るる量るも場 でででする。で返にの となかる。で返になかる。で返になかる。で返になかる綱「うい旨でからのはってのはるである。のはないでするをを金でするをを金でするを金でするを金でする。 まないがある。で返にのよるも場である。からある。 はは」還にの」もが補、合いなるを金金ではないる。 はないないはるのでするものはるのでするを金でする。 はないるのでするものはるのでするを金でする。 はないるる。 はないる。 はない。 はないる。 はない。 はない。 はないる。 はないる。 はないる。 はないる。 はないる。 はないる。 はないる。 はない。 はないる。 はない。 はないる。 はないる。 はないる。 はないる。 はない。 はな

福

島

したがって、「できる」との書きぶりは好ましくなく、交付要綱を改訂するとともに、知事は返還を命じるものとして運用を行うべきである。

仕除(ナ感事 税つ型ィ症局) ないコル対 のである。 のである。 では、 は、 のでは、 のでは、

報告書46頁

【指摘事項】 (福島県ワクチン・ 検査パッケージ活用等体制整備事 業補助金)

消費税の確定に伴う補助金の返還について、交付要綱には以下のように規定されている。

(消費税及び仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

現状では、県は、事業者の仕入こな除税額が確定しても主体のできる情報は入ります。 たず、仮に事業者が失念した場合はそのまま返還は行われないまま をはそのます。 できる可能性が高い。

消費税仕入控除税額があった場合のみ報告書の提出を求めるのではなく、無かった場合も含めて、有無に関する報告書を県へよするように改めるべきである。

まれての書でとをよ補るるる量では、よい部の命る助」もが補、は、よいでするのででするのででするのででするのででするのででするのでするを交付するを交付するをを交付する。

未提出者に対して、消費税仕入控除税額が無かった場合も含めて消費税仕入控除税額報告書を提出するよう公文書を発出し、提出させているところである。

交付要綱の改正については、 本事業が令和4年度で終了こと するが、今後、同種の事業 付要綱を制定する際には、指 事項を踏まえ適切に規定してい

なお、「返還あり」のものに対しては、すべて返還を命じて納付させているところである。

補助金によって利得があった場合 は返還されるべきである。

したがって、「ことがある」と の書きぶりは好ましくなく、交付 要綱を改訂するとともに、知事は 返還を命じるものとして運用を行 うべきである。

添付書類の 省略につい

令和7年10月17日 金曜日

(児童家庭 課)

報告書58頁

【指摘事項】(福島県児童養護施 設等生活環境改善事業)

本補助金の申請について、交付 要綱には以下の定めがあり、申請 書に添付しなければならない書類 は交付要綱で規定されている。 (申請書の様式等)

- 第4条 規則第4条第1項の申請 書は、次世代育成支援対策施設 整備事業補助金交付申請書(様 式第1号)とし、その提出期限 は、知事が別に定める。
- 規則第4条第2項第2号に規 定する別に定める書類は、次の とおりとする。
 - (1) 申請額算出内訳書 (様式第 2号)
 - 事業計画書(様式第3号)
 - 歳入歳出予算書 (見込書) の抄本
 - (4) 見積書の写し

検証対象となった補助対象事業 者が提出した交付申請書を確認し たところ、要綱が定めた書類が添 付されていないものが検出された。

県担当者は、「本補助事業は、 実施設計及び当該実施設計に基づ く建築工事が対象であり、令和4 年4月1日の申請時点では実施設 計前であるため、工事の基本的な プランや概算に基づいて審査する こととなる。補助申請事業者から は令和2年度から継続して相談を 受けており、令和3年度には国庫 協議の段階で事前に事業内容に関 する資料の提出を受けていたため、 実施する事業内容については事前 に把握・確認している」と説明す るが、申請後に変更が生じた場合 には交付要綱に従って変更申請を すればよいだけであり、申請時に 添付書類を提出しなくてよい理由 にはならないだろう。

本事業は、建築工事費だけでな く前段階の実施設計までもが補助 の対象となっているため、それが 理由で交付要綱の条項から逸脱し たというのであれば、可能な範囲 で事前に交付要綱自体の見直しを 検討すべきである。県は令和2年

再発防止のために、「福島県次 世代育成支援対策施設整備事業 補助金指令前着手規定」の改正 を行った。

実施設計の契約が未済かつ実 施設計料を補助対象経費に含め て本補助金の交付申請を行うこ とが見込まれる場合に限り、本 補助金の交付申請よりも前に指 令前着手申請書を提出すること ができるものとした。

なお、上記の場合は、指令前 着手申請書に併せて事業計画書 も提出を求めることとしている。

県

島

度から継続して相談を受けていた のであるから検討する時間は十分 にあったはずであり、それを行っ ていない以上、交付要綱に即して 運営すべきである。 必要書類の 【指摘事項】(福島県地域医療復 御指摘の施設(1施設)につ 不 備 興事業補助金) いては、設置主体が複数の施設 (医療人材 申請要件において「平成23年3 を運営していることなどから、 対策室) 月1日現在と、申請年度の前年度 補助対象施設に係る正味財産増 減計算書(損益計算書に相当す 分の損益計算書、貸借対照表を比 較して、医業利益や経常利益の赤 る書類)の提供を受けて病院収 報告書68頁 字により、病院収支の悪化や病院 支の悪化の状況を確認し、要件 の資金残高の減少が生じるといっ を満たしていると判断していた た緊急支援が必要な状況が認めら が、今後は法人の財務諸表も入 れること」とあるが、貸借対照表 手し申請要件を確認していく。 や損益計算書が入手されていない ものがあった。これは、申請要件 を確認していないまま補助金を給 付していることとなり大変問題で ある。損益計算書及び貸借対照表 は必ず入手・比較し緊急支援が必 要な状況が認められるか否か検討 する必要がある。 仕入税額控 【指摘事項】(福島空港定期路線 当該交付要綱に基づく対象事 除について 維持緊急対策事業補助金) 業者への補助は令和6年度で事 (空港交流 消費税の確定に伴う補助金の返 業を終了するため、交付要綱の 修正は行わず、対象事業者に対 課) 還 に つ い て 、 交 付 要 綱 に は 以 下 の ように規定されている。 し、消費税及び地方消費税を含 報告書90頁 (消費税及び仕入控除税額の確定 まない経費に係る補助とする運 に伴う補助金の返還) 用に改めた。 補助事業者は、当該事業 第 12 条 完了後に消費税及び地方消費税 の申告により補助金に係る消費 税及び地方消費税仕入控除税額 が確定した場合には、消費税及 び地方消費税の額の確定に伴う 報告書(第7号様式)を速やか に知事に提出しなければならな 61 2 知事は、前項の報告があった 場合には、当該消費税及び地方 消費税仕入控除税額の全部又は 一部の返還を命じることができ 現状では、県は、事業者の仕入 控除税額が確定しても主体的にこ れを確認できる情報は入手できて おらず、仮に事業者が失念した場 合はそのまま返還は行われないま ま終了する可能性が高い。 消費税仕入控除税額があった場 合のみ報告書の提出を求めるので はなく、無かった場合も含めて、 有無に関する報告書を県へ提出す るように改めるべきである。

また、上記交付要綱12条2項に

令和7年10月17日 金曜日 福 報 おいて「知事は・・・・全部又は 一部の返還を命じることができる」 との書きぶりになっており、返還 を命じるかどうかは知事の裁量に よると解釈できる。しかし、他の 補助金の交付要綱では「できる」 規定ではなく、「返還を命じるも のとする」のように知事に裁量が あるものではない。公金である補 助金を交付する趣旨からいっても、 補助金によって利得があった場合 は返還されるべきである。 したがって、「できる」との書 きぶりは好ましくなく、交付要綱 を改訂するとともに、知事は返還 を命じるものとして運用を行うべ きである。 【指摘事項】(福島空港定期路線 仕入税額控 補助事業者との協議の結果、 除について 維持緊急対策事業補助金) 令和5年度分から補助対象経費 (補助金収 当該補助金に関しての消費税の は、消費税及び地方消費税を含 入の処理) 額の確定に伴う報告書において補 まない金額に改めることとした。 (空港交流 助対象者のうち1社では、補助金 課) 返還相当額を0円と記載していた。 その理由として、当該補助金を「課 報告書90頁 税取引として入金処理」している ためと記されている。補助金収入 は不課税取引である。通常ではな い処理をすることによって補助金 返還額を0円とすることは問題で ある。これについて、県ではコロ ナ禍での定期路線を運航維持させ るための航空会社への政策的な支 援であったが、現在補助事業者と 対応協議中とのことである。 実施状況報 【指摘事項】(浜通り地域等交流 当補助金の交付要綱を変更改 告書の未提 人口·消費拡大支援事業) 正し、実施状況報告書は必要に 出について 浜通り地域等交流人口・消費拡 応じて提出する旨を明記した。 (観光交流 大支援事業補助金交付要綱第11条 課) には、「当補助事業の遂行の報告 は浜通り地域等交流人口・消費拡 報告書93頁 大支援事業(誘客コンテンツ開発 事業・広域マーケティング事業) 実施状況報告書(第4号様式)に より、知事が別に定める日までに 行うものとする」旨の記載がある。 しかし、当該補助金のすべての交 付先から当該実施状況報告書が提 出されていなかった。県の担当者 によると事業の進捗状況等の確認 はしていたが、必ず必要とは認識

> していなかったとのことである。 担当者は交付要綱に記載された提 出書類が補助金の交付先から全て 提出されているかを慎重に確認す るべきである。また、当該実施状 況報告書が補助金の交付において

必要がないと判断するのであれば、 当補助金の交付要綱を変更するべ きである。 仕入税額控 【指摘事項】(福島県住宅用太陽 改正前から返還の有無に関わ 除について 光発電設備等設置補助事業) らず、仕入控除額を報告させて (エネルギー 消費税の確定に伴う補助金の返 おり、変更による影響は発生し ないことを確認している。 課) 還について、交付要綱には以下の ように規定されている。 また、令和6年4月1日付で、 報告書103頁 (消費税及び仕入控除税額の確定 福島県住宅用太陽光発電設備等 導入支援補助金交付事業補助金 に伴う補助金の返還) 交付要綱を改正し、返還が生じ 第 11 条 補助事業者は、補助事業 完了後に消費税及び地方消費税 た場合は返還を命じるものとす の申告により補助金に係る消費 る旨明記した。 税及び地方消費税仕入控除税額 が確定した場合には、速やかに 消費税及び地方消費税の額の確 定に伴う報告書(様式第6号) を知事に提出しなければならな 61 知事は、前項の報告があった 場合には、当該消費税及び地方 消費税仕入控除税額の全額又は 一部の返還を命じることができ 現状では、県は、事業者の仕入 控除税額が確定しても主体的にこ れを確認できる情報は入手できて おらず、仮に事業者が失念した場 合はそのまま返還は行われないま ま終了する可能性が高い。 消費税仕入控除税額があった場 合のみ報告書の提出を求めるので はなく、無かった場合も含めて、 有無に関する報告書を県へ提出す るように改めるべきである。 また、上記交付要綱11条2項に おいて「知事は・・・・全部又は 一部の返還を命じることができる との書きぶりになっており、返還 を命じるかどうかは知事の裁量に よると解釈できる。しかし、他の 補助金の交付要綱では「できる」 規定ではなく、「返還を命じるも のとする」のように知事に裁量が あるものではない。公金である補 助金を交付する趣旨からいっても、 補助金によって利得があった場合 は返還されるべきである。 したがって、「できる」との書 きぶりは好ましくなく、交付要綱 を改訂するとともに、知事は返還 を命じるものとして運用を行うべ きである。

(監査総務課)